

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題1	療育手帳その他関係諸施策との関係性と影響についての調査
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	<p>療育手帳において、対象者の判定方法や認定基準等のばらつきがあり、療育手帳の運用方法の統一化に向けた検討の必要性が指摘されている。療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の内容も踏まえ、療育手帳の運用方法の統一化を進めた場合に想定される影響や課題について検討を深め、今後、運用方法の統一化に向けた議論を行うにあたっての論点整理を目的とする。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>知的障害児者に一貫した各種支援を届けやすくするために療育手帳制度が運用されているが、法的根拠がなく、国から知的障害の判定方法等が具体的に示されておらず、自治体ごとに交付対象の範囲にばらつきがあることを指摘されている。</p> <p>これまで障害者総合福祉推進事業等で実施された調査研究により、療育手帳の運用方法の統一化にあたって、知的障害児者への支援への影響、自治体の判定業務の負担の増加、発達障害の取扱い、精神障害者保健福祉手帳の運用への影響等、様々な観点からの検討が必要であることが判明しており、令和4年度事業においては、各自治体の療育手帳の交付状況、交付対象者に対する様々な支援の実施状況、国外の実態等も含めた調査を行った。</p> <p>本事業では、令和4年度事業において収集した情報を踏まえ、療育手帳の運用方法の統一化を進めた場合に想定される影響や課題について検討を深め、今後、運用方法の統一化に向けた議論を行うにあたっての論点整理を目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者によるアンケート調査の調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等 ・有識者による議論のために、必要に応じてアンケートやヒアリング等の追加調査による情報収集を検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>療育手帳の運用方法の統一化の検討、知的障害児・者に対する支援における関係機関の役割分担や連携のあり方等の検討のための基礎資料とする。</p>
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3019）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題2	難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	<p>難聴児の支援に当たっては、乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様であることから、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。</p> <p>このため、福祉部局と教育部局の連携の強化を含む、難聴児の療育の質の向上に向けた、難聴児支援に係る中核機能の向上に向けた取組が必要であり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における対応も含めた、今後の施策の在り方について検討する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>先天性の難聴児は1000人に1～2人程度とされており、早期に発見し、適切な支援につながる事が重要である。</p> <p>難聴児支援に係る中核機能については、中核を担う機関と専門人材の配置・派遣について、様々な態様があるが、難聴児の療育の質の向上のために、その地域の実情を踏まえながら、どのような対応があり得るのかについて検討が進んでいない。</p> <p>また、難聴児の支援に携わる者についても、聞こえや言語獲得、子どもの発達、補聴の手段に関する情報など、各分野において自身の所属に応じた専門的知見を有していると考えられるが、相互に有する専門的知見について共有することで、保健・医療・福祉・教育分野が連携した支援につながると考えられる。</p> <p>このため、難聴児の療育の質の向上のために、どのような人材をどのような形で活用することが望ましいのかについて検討が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域（都道府県、政令市）における難聴児への療育の質の地域差について調査し、全国的な療育の質の向上に必要な資源について整理する。 ・ 聴覚障害児支援中核機能モデル事業（令和2年度～令和5年度）の活用実績がある地方公共団体へのヒアリングを行い、難聴児の療育の質の向上に資する体制の在り方について調査し、支援体制の構築に必要な人材の確保・配置について検討する。 ・ 各地域（都道府県、政令市）が難聴児支援に必要な人材を確保するための方策について検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の成果は自治体に提供することで、各地域における支援に活用していただくことを想定している。 ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3001）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題3	地域活動支援センター等を活用した地域共生社会の実現に向けた調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	<p>地域活動支援センターは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、市町村が地域の実情に応じて柔軟に運営しており、全国に約2,800か所存在している。</p> <p>また、現在、政府全体で地域共生社会の実現に向け、地域発展のためのプラットフォームの構築に向けた取組が進められているが、分野横断的な取組であること等から未着手な地域も多い。</p> <p>こうした現状を踏まえ、地域活動支援センター等が当該プラットフォームの役割を担うための手法を検討し、地域共生社会の実現に向けた取組に資する資料とする。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>今後人口減少が急激に進む中、地域共生社会の実現は急務であり、そのためには、地域社会におけるつながりの弱体化を防ぎ、住民同士が助け合う「互助」の機能を強化するため、多世代での交流の促進や、地域活動への参加などにより、住民がつながりを実感できる地域づくりを進めることが重要であることから、社会福祉法人やNPO法人など多様な主体の参画の下、地域共生の基盤を強め、発展させていくためのプラットフォームの構築が重要であると考えられている。</p> <p>地域活動支援センター等は、地域の実情に応じた様々な事業の組み合わせ等による柔軟な事業運営が可能であり、こうしたプラットフォームの役割を担うに適した事業であると考えられることから、センターを活用した地域共生社会の実現を促進させることを目的とするものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>実施状況に関する自治体アンケートや、先駆的な事業者に対するヒアリングを実施し、事業に関心の高い自治体の特徴、事業実施までのプロセスを可視化するとともに課題を抽出し、課題の解決方策や事業の実現可能性について検討する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>今後同様の取組を実施する予定のある自治体に対しての参考資料となることを目指すとともに、実施予定のない自治体に対しても取組を勧める資料とする。</p>
担当課室/担当者	<p>企画課自立支援振興室 室長補佐（3013）、地域生活支援係（3077）</p>

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題4	聴覚障害者のニーズの変化やICT技術の進展に対応した聴覚障害者情報提供施設における今後の支援体制や支援方法等に関する調査・研究事業
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	聴覚障害者に対して、手話や字幕付き映像の提供、手話や文字による相談等の支援を行う聴覚障害者情報提供施設において、デジタル社会における聴覚障害者のニーズに対応した適切な支援が全国で提供できるよう、支援体制や支援方法等に関する調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	聴覚障害者情報提供施設における支援については、特に手話や字幕付き映像の提供および相談支援において、利用者ニーズの変化やICT技術の進展等による影響が大きいことから、これらを踏まえた、今後の聴覚障害者情報提供施設における効果的な支援体制や具体的な支援方法等について調査研究する必要がある。
想定される事業の手法・内容	聴覚障害者情報提供施設の運営主体や当事者団体、手話通訳や要約筆記等の関係者及び自治体、放送業界、学識経験者等からなる検討会を設置し、先行調査等の分析、聴覚障害者情報提供施設や利用者等に対する調査・ヒアリングの実施、デジタル活用の先進事例の把握等を実施し、今後の聴覚障害者情報提供施設における支援体制や支援方法等に関する分析や標準的な基準等について検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	デジタル社会における聴覚障害者情報提供施設の支援体制や支援方法等に関する標準的な基準等を示すことにより、聴覚障害者のニーズに対応した支援の充実を図る。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報・意思疎通支援係（3076）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題5	障害者による文化芸術活動の幅広い活動を支援するための現状調査と研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	本事業では、障害者による幅広い文化芸術活動を推進するため、全国で行われている障害者による文化芸術活動の様々な事例を収集、分析することで、障害者による文化芸術活動の課題や現状について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和5年度から実施する第2期「障害者文化芸術活動推進基本計画」では、新たに計画期間中に念頭に置くべき目標が設定される予定であり、今後も幅広い文化芸術活動の推進が求められている。</p> <p>近年、美術分野のみならず、舞台・映像等、様々な文化芸術分野において障害者による文化芸術活動の取組が進んでいるが、その事例収集と現状調査は不十分と言える。障害者芸術文化活動支援センターの取組においても数多くの事例があり、それらの包括的な事例収集・分析も求められている。</p> <p>よって、全国で実施されている様々な障害者の文化芸術活動の事例収集を行い、それらを分析することで、幅広い文化芸術活動の促進・展開に必要なノウハウ等を調査する。これにより、福祉施設等が障害者による文化芸術活動に関するヒントやノウハウを得て、人材育成等につなげることで、更なる幅広い活動の推進に資することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会調査（データ収集・内容分析・文献調査等）、障害福祉、文化芸術、障害者の文化芸術活動等の専門家へのヒアリング ・ 全国で活動を行う実施団体等へのインタビュー ・ 事例集の作成 ・ 報告書の作成
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等での公表を通じた一般公開 ・ 障害者芸術文化活動支援センターや地方公共団体職員等の研修・全国会議等での活用
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 障害者文化芸術計画推進官（3079）

令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題6	新たな支援機器開発領域の開拓及び活性化のための実態調査
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	本事業では、新たな支援機器開発領域の開拓及び支援機器開発領域の活性化を図ることを目的に、支援機器開発と製品化後の実態を把握し、未開拓で今後新たな開発が予測される先駆的な支援機器領域を調査する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援機器等開発促進事業は、平成22年度より障害者の自立支援機器を開発している企業に開発費の補助を行っている。</p> <p>支援機器は、障害者数の増加及び制度等の給付により市場規模は拡大傾向にある一方で、障害者のニーズは多様化し、よりパーソナルな支援機器が求められるようになってきている。また近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、求められる支援機器にも変化が生じている。</p> <p>本事業では、支援機器開発と製品化後の実態を把握し、新たな支援機器開発領域の開拓及び支援機器開発領域の活性化を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	障害者自立支援機器等開発促進事業で開発した製品の販売状況調査及び応募経験のあるもしくは今後応募を検討している企業の聞き取り調査を実施し、社会背景や制度・政策、障害者ニーズ、関連技術の習熟度などを考慮しながら未開拓の支援機器領域を探り、企業の支援機器開発を促進するための方策を検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援機器等開発促進事業における新規応募企業件数の増加のための方策立案に寄与する。 ・ 障害者自立支援機器等開発促進事業の製品種目特定型事業の種目として位置づけ、重点的に開発を支援する。 ・ 新たな支援機器開発促進方向性を示し、支援機器開発領域の活性化に繋がる事が期待できる。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉工学専門官（3088）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題7	身体障害者補助犬の専門職のかかわりに関する調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等専門職の補助犬へのかかわりに関する実態を調査する。また、専門職への普及に向けたツール等を検討し作成する。
指定課題を設定する背景・目的	身体障害者補助犬について、身体障害者補助犬の訓練及び認定のあり方検討会において専門職（セラピスト等）の役割が重要との意見があったことから、専門職の補助犬に関する認知度（補助犬について学ぶ機会）等の実態調査を行い、専門職の補助犬のかかわりの在り方について調査を行う。 また、専門職に対しての普及を検討し、補助犬の普及に繋がるようツール等を作成する。
想定される事業の手法・内容	専門職に対しては、補助犬の認知度等に関するアンケートによる実態調査を行い、専門職の補助犬のかかわりの在り方について検討する。また、専門職への普及に向けたツール等を作成する。これらについては、有識者や関係者等で構成された委員会で検討を行い取りまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書を作成し、専門職に向けた身体障害者補助犬の普及啓発の基礎資料として活用する。 ・ また、成果物は関係機関等へ周知を行う。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 社会参加活動支援推進官（3510）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 8	重度障害者の就労中の支援の推進方策の検討に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	重度障害者の働き方や重度障害者の就労中の支援の実態調査・把握を行う。また、重度障害者の職場・居宅における就労及び介助に関する研究会を開催し、重度障害者の就労中の支援の推進方策について検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。」とされている。</p> <p>このため、重度障害者の働き方や重度障害者の就労中の支援の実態把握・把握を行うとともに、重度障害者の就労中の支援の推進方策について検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場や居宅において、重度障害者が実際にどのような働き方をしているかについて実態調査を行う。 ・ 雇用施策と福祉施策の連携した取組等による重度障害者に対する就労中の支援について、事例収集を行う。 ・ 当事者団体や学識経験者が参加した研究会を開催し、実態調査等の方法を検討するとともに、実態調査の分析や支援の好事例の把握により、重度障害者の就労中の支援の推進方策について検討を行う。 <p>(※) 調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課と協議すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>重度障害者の就労中の支援の推進方策を図るための基礎資料として活用する。</p> <p>また、重度障害者の就労中の支援の好事例について周知を図り、支援の推進を図る。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係、就労支援係 (3092)

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題9	<p>重度訪問介護以外の訪問系サービスに係る入院中のコミュニケーション支援のニーズ把握等に関する調査研究</p>
補助基準額	<p>900万円を上限とする。</p>
事業概要	<p>重度訪問介護以外の訪問系サービス利用者の入院中のコミュニケーション支援について、そのニーズや実情を把握する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>重度訪問介護を利用している障害支援区分6の重度障害者は、入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した重度訪問介護従事者（ヘルパー）より、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっている。</p> <p>社会保障審議会障害者部会報告書（令和4年6月13日）において、「重度訪問介護利用者以外の入院中のコミュニケーション支援についても、保健医療機関の役割や合理的配慮等の関係も考慮しつつ、ニーズや実情を把握しながら、引き続き検討する必要がある。」とされている。</p> <p>このため、重度訪問介護以外の訪問系サービス利用者の入院中のコミュニケーション支援について、そのニーズや実情を把握する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中のコミュニケーション支援について、重度訪問介護以外の訪問系サービス（行動援護、同行援護等）の利用者において、障害特性に応じ、具体的にどのような支援ニーズがあるのか、また、現状はどのように支援が行われているのか等について、自治体や障害福祉サービス事業所等へ調査を行い把握する。 ・有識者をメンバーとする検討会を設置し、重度訪問介護以外の訪問系サービス（行動援護、同行援護等）における入院中のコミュニケーション支援について、課題を整理する。 <p>（※）調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>重度訪問介護利用者以外の訪問系サービス利用者の入院中のコミュニケーション支援について、今後の施策を検討する上での基礎資料とする。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課 訪問サービス係（3092）</p>

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 10	就労継続支援事業における生産活動の活性化に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響下にある、就労継続支援A型・B型事業について、生産活動の活性化を図り、経営改善及び工賃向上に資するための方策を検討することを目的とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>就労継続支援事業所における生産活動については、近年新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格等の物価高騰の影響下にある旨、指摘がなされている。</p> <p>就労継続支援A型事業については、生産活動の収益が利用者の賃金総額を上回ることを指定基準に定めているが、この基準を満たしていない事業所の割合は、徐々に減少しているものの、令和3年3月末時点で58.3%となっており、引き続き経営改善が求められている。</p> <p>就労継続支援B型事業については、令和3年度から3ヶ年の工賃向上計画を各事業所等が作成し、目標の達成に取り組むこととなっているが、平成21年度以降増加していた平均工賃月額が、令和2年度は減少しており、引き続き工賃向上に向けた取組が求められている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>就労継続支援A型・B型事業所を対象にアンケート調査を実施し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けながらも、新たな販路の開拓や適切な価格設定、利用者の特性を踏まえた作業支援、などの取組を通じて、経営改善及び工賃向上の実績のある事業所について、ヒアリング調査等も行うことで、共通する要因の把握を行う。</p> <p>また、過去の類似の調査研究等の結果も踏まえ、各事業所が生産活動の活性化に向けた具体的な取組を把握し、経営改善計画や工賃向上計画の作成に資するための、チェックリスト等の作成を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	成果物を作成し、自治体や就労継続支援事業所等に周知することにより、就労継続支援事業所における生産活動の活性化を促進し、就労継続支援A型事業所の経営改善及び就労継続支援B型事業所の工賃向上に資する。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援専門官（3018）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 11	一般就労への移行に向けたニーズ等の変化に対応した取組に関する調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	就労系障害福祉サービスを利用して、一般就労を希望する障害者について、障害種別や利用経路等、対象者層等の変化や、それによるニーズの変化を踏まえた、新たな形態の事業所の立ち上げや、訓練内容・手法等の見直し等の取組について、代表的な事例を収集することを目的とする。
指定課題を設定する背景・目的	近年、就労系障害福祉サービスを利用して、一般就労を希望する障害者について、精神障害者及び発達障害者が増加している他、特別支援学校からの利用が減少し、一般高校・大学生等の卒業生や就労経験のある者等、支援対象者層の変化が指摘されている。 そのような、支援対象者層等の変化や、それによるニーズの変化を受け、軽作業から事務系作業へ、職業準備性の向上重視から自己理解の促進重視、集団プログラムから個別のオーダーメイド型支援への転換、といった訓練内容・手法等の見直しの他、以上を前提とした新たな事業所の立ち上げ等、ニーズ等の変化に応じた取組が散見されている。
想定される事業の手法・内容	就労移行支援事業所に対するアンケート調査を行い、近年のニーズ等の変化に対応した取組について、各法人・事業所の状況を把握するとともに、代表的な取組について、ヒアリング調査等を行う事で、事例収集を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	成果物を作成し、自治体及び自治体を通じて就労系障害福祉サービス事業所に周知することにより、ニーズ等の変化に対応した訓練内容・手法等の見直しに資するとともに、ひいてはニーズ等の変化を踏まえた地域における支援体制整備に資する。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援専門官（3018）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 12	障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<p>障害福祉サービス事業者の財務状況の見える化に向け、各経営主体ごとに異なる会計基準等を整理し、分析を行うための項目等を検討する。</p> <p>具体的には、把握すべき項目の内容や手法（報告すべき財務状況の単位（法人・サービス・事業所）、異なる会計基準間の整理、各事業所の本部・事業所の振り分けルール等の整理等）について、実現可能性を踏まえつつ検討し、結果を取りまとめる。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>介護事業者の財務状況については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる」とされたところであり、既に介護分野では経営状況の見える化に向け、検討が進められているところである。</p> <p>障害福祉分野においても「公的価格評価検討委員会」（令和4年12月2日）において、「医療・介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療・介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべき」とされたところである。</p> <p>こうした背景も踏まえ、データベース化の検討に資することを目的とし、指定課題として設定するものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 検討会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計制度や障害福祉サービス事業所の経営に知見を有する有識者により構成し、財務状況を分析するために把握すべき項目の内容や手法等について検討を行う。 <p>② 財務状況の届出・公表に関する実現可能性の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等の財務状況に係るデータについて、報告可能な単位（法人・事業所・サービス）や各事業者の本部経費等の事業所・サービス単位への費用の振り分けルール等を把握するため、事業者に対しアンケートやヒアリングを実施。また、会計ソフトウェアからデータを自動抽出するなど事業者の負担軽減も併せて検討することが望ましいため、事業者向け会計ソフトウェアベンダーへのヒアリングも実施。 <p>③ 上記検討を踏まえ、財務状況の分析を行うための尺度、データベースの検討及び報告書を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>本事業の成果は経営状況の見える化に向け、一定の方向性を示すものであり、見える化が実現されることで、データに基づいた政策決定の一層の推進に繋げることができると期待される。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 課長補佐（3033）、評価・基準係（3036）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 13	障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究
補助基準額	1,200万円を上限とする。
事業概要	<p>地方自治体における各種手続きに係る事業者の負担軽減に向けて、地方自治体における運用実態や、関連する先行研究、介護分野の取組等の情報を整理した上で、障害分野における申請手続きに係る文書の簡素化に向けて検討を行う。</p> <p>併せて、地方自治体が実施する障害福祉サービス事業者等に対する実地指導等について、実地指導の事務の効率化及び簡素化の検討を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービス事業者に対して、指定申請等において求められている申請様式や添付書類について、地方自治体ごとに求められる書類の内容に差異があり（いわゆるローカルルール）、事業者の負担になっているとの指摘がある。（令和5年1月25日規制改革推進会議第5回医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ）</p> <p>介護分野においては、国が標準的な様式を示すなど、事業者の文書負担の軽減に向けた取組が先行しているところ、障害分野についても、申請様式等の標準化・簡素化に向けた検討を行うことが求められている。</p> <p>また、障害福祉サービス事業者等から実地指導について、自治体、事業者の業務負担軽減に向けた取組みの推進や、実地指導の在り方についての更なる効率化等が求められていることから、事務の効率化及び簡素化に向けた検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害福祉サービス事業の指定申請の際に求められる申請様式等について、地方自治体における運用実態を調査・把握するとともに、先行研究（令和元年度及び令和3年度の障害者総合福祉推進事業）により蓄積された情報や、介護分野における取組等を整理する。その上で、地方自治体、事業者及び有識者等の関係者が参画する検討会を設置し、全国共通で活用できる標準様式等の作成に向けた検討を行う。</p> <p>また、地方自治体が実施する障害福祉サービス事業者等に対する実地指導等について、地方自治体及び障害福祉サービス事業者等に対して実態把握のための調査を行い、実地指導の事務の効率化及び簡素化の検討を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>作成された標準様式等については、厚生労働省として地方自治体に周知を行い、その活用を促進する。</p> <p>また、地方自治体に対して実地指導の事務の効率化及び簡素化等について周知を行う。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課 課長補佐（3090）、企画法令係（3148） 企画課監査指導室 室長（3060）、特別自立指導官（3067）</p>

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 14	地域の相談支援体制整備及び（自立支援）協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究
補助基準額	1,100万円を上限とする。
事業概要	<p>市町村や圏域での相談支援体制整備と（自立支援）協議会の実践及びこれらについての都道府県による市町村支援の取組の好事例等を把握し、地域での実践例の紹介を含む都道府県の市町村支援等に資する成果物を作成し、報告書をまとめる。</p> <p>また、この成果物の案及び「相談支援の手引き（仮称）」や「（自立支援）協議会ガイドライン（仮称）」を使用した都道府県の担当職員や都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーを対象とした試行研修を実施し、都道府県担当職員向けの研修プログラムを作成すると共に、成果物の精度を向上させる。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>地域の相談支援体制整備等に向けては、障害者総合支援法改正により、都道府県による市町村支援や市町村の基幹相談支援センター設置についての努力義務、基幹相談支援センターの地域の中核としての役割等が法に明記されたところであるが、これらの取組を推進するに際しては、特に小規模自治体に対しては都道府県による広域的見地からの支援が重要（社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについての報告書）と指摘されている。</p> <p>令和4年度障害者総合福祉推進事業において「相談支援の手引き（仮称）」や「（自立支援）協議会ガイドライン（仮称）」を作成する事業を実施したところであるが、自治体担当者等の理解を更に促進するためには、より具体的でイメージの沸く好事例の紹介等を含むツールが効果的であり、都道府県が市町村支援を行う際にも活用できるものである。</p> <p>また、都道府県による市町村支援の具体的な方策についても、実践例の紹介等の都道府県担当者の理解促進の取組が必要である。</p> <p>なお、自治体職員の人事異動等を考慮すると、説明会や研修等による周知等の取組は継続的に行うことも重要であり、成果物はその際にも活用できることを念頭において作成されることが望まれる。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 都道府県の市町村支援の現状について実態を把握し、取組の具体的方法について整理</p> <p>② 併せて市町村や圏域の相談支援体制及び（自立支援）協議会の好実践例を社会調査等により把握（※1）</p> <p>③ 都道府県担当職員等を対象とした研修プログラムの作成と試行研修の開催（※2）</p> <p>④ 検討委員会の設置による検討</p> <p>（※1）ヒアリング調査を必須とし、可能な限り現地を訪問して実施すること。</p> <p>（※2）半日～1日程度の演習を含めた内容とし、ブロック単位等の分散開催とすること。また、参加者へのグループインタビュー等を行い、フィードバックを適切に得ること。</p>

求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査結果を地域生活支援事業の実施要綱改正の参考として活用するほか、成果物は都道府県及び市町村に配布し周知すると共に、国の実施する相談支援従事者指導者養成研修（自治体職員コース等）のテキストとして使用することを想定。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 15	医療と障害福祉の効果的な相互連携方策についての調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	医療と障害福祉の効果的な連携方策について、社会調査等により実態や好事例の把握を行うと共に、連携に際して重要な情報共有を円滑化するためのフォーマット等を作成し、報告書にまとめる。
指定課題を設定する背景・目的	<p>医療と福祉の連携についてはかねてより重視されており、平成30年度報酬改定においては、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬それぞれに連携した場合の報酬上の評価がなされている。</p> <p>一方で、社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについての報告書では、特に相談支援や重度訪問介護利用者の入院におけるコミュニケーション支援等について、医療と福祉の一層の連携強化が必要との指摘がなされた。</p> <p>また、特に重度障害者が一般診療科の受診・入院に際して生じる課題の解決に向けては、医療と福祉のより一層の連携等が必要との指摘がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 医療機関等と相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等が相互に情報共有を行うに際してのフォーマットの開発</p> <p>② 医療機関や地域医師会等と地域の障害福祉関係者等の連携についての実態調査</p> <p>③ 本調査研究をすすめるにあたっては、検討委員会を設置して検討を行うこと。 (全体の議論を取り扱う検討委員会のもと、情報共有フォーマットを作成するもの及び効果的な地域連携に関する調査・検討を行うものの2種のワーキンググループを設置して検討を行うことが望ましい。)</p> <p>(※) 成果物として作成するフォーマットの種類及び調査の対象は、担当者と十分な協議の上で決定すること。</p>
求める成果物の活用方法(施策への反映)	成果物の情報共有フォーマットは、医療と福祉の連携に係る情報連携の様式として周知すると共に、報酬(加算)を算定する際の標準的な様式として活用することを想定。また、医療と障害福祉の効果的な地域連携の取組については、好事例等を自治体や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等に周知予定。
担当課室/担当者	<p>障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官 (3043)</p> <p>障害福祉課訪問サービス係 課長補佐 (3116)</p> <p>障害福祉課福祉サービス係 課長補佐 (3033)</p>

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 16	都道府県・政令市における発達障害者支援地域協議会の協議等の状況及び発達障害者支援センターの役割・機能に関する実態調査
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	発達障害者支援地域協議会の現状を整理し、地域の支援体制の構築に資する協議会の在り方をまとめる。また、地域特性に応じた発達障害者支援センターの役割や機能について調査する。
指定課題を設定する背景・目的	都道府県・指定都市において、地域における発達障害者の支援体制整備のため、発達障害に関する課題やニーズ等の共有・協議の場として発達障害者支援地域協議会を開催することとなっているが、その開催方法や協議内容等、地域特性を踏まえた協議がなされているか等把握できていない。早期支援、学齢期から成人期の支援、触法関係、強度行動障害等、発達障害者支援が多様化する中、市町村との連携等を含めた発達障害者支援地域協議会の現状を把握し、地域の支援体制構築に資する協議会の在り方について検討する必要がある。また、発達障害者支援の多様化に合わせ発達障害者支援センターの役割や機能も多様化しており、発達障害者地域支援協議会と発達障害者支援センターとの連携状況を含む実態を明らかにすることで地域の実情に合わせた発達障害者支援センターの運用につなげる。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体へのアンケート調査、ヒアリング ・発達障害者支援センターへのヒアリング ・発達障害者支援地域協議会の先進事例の収集 ・地域特性を踏まえた発達障害者支援地域協議会の在り方に関する提言等作成
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書、先進事例の及び在り方提言書に基づく自治体毎の発達障害者支援地域協議会の見直し ・発達障害者支援センターの今後の在り方、要綱の改定につなげる。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官（3144）

令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 17	強度行動障害を有する者の一般医療受診に関する実態調査
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	強度行動障害を有する者とその家族の一般医療受診の状況や、受診の困難さに関する調査をし、円滑な一般医療受診に向けた要素の整理・検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	強度行動障害を有する者は、その対応の難しさから一般医療を受診しづらく適切な医療が受けられていない状況が聞かれる一方で、その実態は把握できていない。 よって、強度行動障害を有する者とその家族の一般医療受診の状況や、受診の困難さに関する要件等を把握する事が必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に対して調査を実施し、強度行動障害を有する者の一般医療受診の状況に関して実態把握を行う（アンケート、ヒアリング等）。 ・ 医療機関における強度行動障害を有する者に対する一般医療受診に関する好事例を収集する。 ・ 強度行動障害を有する者の家族に対して、一般医療受診の状況に関して実態把握を行う（アンケート、ヒアリング等）。 ・ 強度行動障害を有する者の円滑な一般医療受診に向けての要素の整理を行う
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ 強度行動障害を有する者の医療に係る政策検討に資する基礎資料とする
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官（3144）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 18	障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
補助基準額	1, 200万円を上限とする。
事業概要	<p>障害福祉サービス等の支援現場における意思決定支援の取組み状況の把握と支援のポイントや留意点等を取りまとめ、周知する。</p> <p>障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、現場の課題や連携の好事例等を把握する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>厚生労働省では、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的として、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月31日）を策定し、令和2年度からは相談支援専門員やサービス管理責任者への研修を実施する等の取組みを推進しているところであるが、現状、支援現場でどの程度、意思決定支援の取組みが進んでいるかは把握されていない。このため、取組み状況の把握を行うとともに、意思決定支援の取組をさらに推進するため、支援のポイントや留意点等を整理し、周知する必要がある。</p> <p>また、障害者の結婚や出産、子育てを含め、障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施について、障害者の意思と人格を尊重したサービス提供や意思決定支援、障害者の生活と子どもの養育を支えるための障害福祉・母子保健・児童福祉の連携による適切な支援が行われることが重要であり、連携の好事例の収集や必要な連携体制等の検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害福祉サービス事業所等を対象に、意思決定支援の取組み状況についてアンケート調査やヒアリング調査を行い、支援のポイントや留意点、好事例等を取りまとめる。</p> <p>障害者の結婚や出産、子育て等の連携支援の事例については、別途ワーキンググループを作り、現場の課題を把握するとともに、障害福祉・母子保健・児童福祉等で連携して支援している連携の好事例等を収集し、取りまとめる。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>調査結果を現場における意思決定支援体制の整備に向けた基礎資料とするとともに、作成した成果物を周知することで、意思決定支援に関する支援の質の向上を図る。</p> <p>また、障害者の結婚や出産、子育て等の支援について、関係部署間の連携等の好事例を収集・整理し、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、自治体担当者向けに障害者やその子どもの支援に当たっての参考資料として周知することを通じて、必要な支援につなげる。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3149）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 19	市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	<p>地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村の取組や都道府県による市町村への支援の取組について、実態を把握するための調査を実施する。</p> <p>また、地域生活支援拠点等の整備後に、機能の更なる充実を推進するための市町村と都道府県それぞれの役割や具体的な方策についても調査を実施する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法の改正により、市町村において地域生活支援拠点等の整備の努力義務化と、都道府県による広域的な支援の実施が盛り込まれたところ。</p> <p>令和4年4月の自治体調査結果では、約6割の市町村において、地域生活支援拠点等が整備済みとされているが、自治体の人口規模別で見ると、50万人以上の自治体の88.9%が整備済みなのに対して人口1万人未満の市町村の整備は52.8%という状況である。</p> <p>社会保障審議会障害者部会報告書において、国として、市町村に対する地域生活支援拠点等の整備や機能の充実の働きかけの実施、好事例の周知などにより、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図っていく方策を検討する必要性が指摘されており、人口規模が小さい自治体での整備方法や都道府県の市町村への支援方法等も含めて、全国における好事例を収集して啓発することで整備の推進及び機能の充実を目的として調査を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>市町村に対しては、書面やヒアリングを行い、機能充実にに向けた取組や共同設置の場合の市町村同士での合意形成方法等について調査する。</p> <p>都道府県に対しては、書面による悉皆調査とヒアリングを行い、市町村への整備促進や整備後の支援内容について調査する。</p> <p>上記の調査結果を取りまとめ、整備後の機能充実のための取組例や市町村共同設置による整備方法例、都道府県による市町村支援の取組例といったものを含む好事例集を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>市町村には地域生活支援拠点等の整備や障害福祉計画において1年に1回以上運用状況を検証及び検討して更なる機能の充実を図る際、都道府県には市町村の支援に取り組む際の参考資料として活用してもらう。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 20	障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の実態把握及び方策についての調査研究
補助基準額	550万円を上限とする。
事業概要	都道府県及び指定都市が障害者ピアサポート研修事業を実施する際に必要となる、企画等の会議や講師及びファシリテーターにおける障害当事者の参画について、自治体による取組の実態把握や具体的な方策についての調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者ピアサポート体制加算及び実施加算の算定にあたっては、都道府県等が実施する障害者ピアサポート研修の修了が要件のひとつとされている。研修を実施する際には留意点として「研修の企画にあたっては、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が携わっていることが望ましい」としているとともに、研修カリキュラムの中には講師が障害当事者であることとしている科目が複数ある。</p> <p>これらのことから、研修の実施主体である都道府県等の担当者には、研修を安定的に実施し続けるための人材確保について、自治体内で活動している障害当事者に企画等の会議や講師、演習時のファシリテーター等の担い手となってもらうための具体的な方策が求められている。</p> <p>本調査研究では、障害者ピアサポート研修事業を実施している自治体や研修の会議や講師等に参画している障害当事者への調査を行い、障害当事者の参画における具体的な方策について、人材の確保の一助となるよう、合理的配慮提供の在り方や養成方法も含めた好事例について周知・啓発することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>都道府県・指定都市に対して書面による悉皆調査やヒアリング、障害当事者へのヒアリング等を行い、調査結果及び有効な手法について取りまとめる。</p> <p>また、実際に自治体が行う研修等においてその手法を試行的に実施し、その実効性等を検証してガイドブック等を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害者ピアサポート研修事業の実効性を担保し、安定的な事業の実施に資するよう、都道府県等に自治体内で活動している障害当事者等との協働及び養成の参考にしてもらう。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官（3104）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 21	障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究
補助基準額	1, 100万円を上限とする。
事業概要	<p>令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの質の評価のための基準等の作成に関する研究」の成果を活用し、障害者支援施設及び共同生活援助事業における質の確保のための新たな仕組みを試行的に実施し、その実効性等を検証する。</p> <p>また、共同生活援助について各自治体における質の確保や向上に係る取組についての実態を把握するための調査を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>社会保障審議会障害者部会の報告書において、居住系サービスにおける事業運営の透明性を高め、支援の質を確保するための仕組みの導入についての必要性が指摘された。</p> <p>これを踏まえ、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの質の評価のための基準等の作成に関する研究」において、障害者支援施設及び共同生活援助事業所における介護分野の運営推進会議を参考とした事業者向け手引きを作成中である。この手引きを活用した取組を試行的に実施し、その実効性等を検証することで、今後の議論に資するものとするを目的とする。</p> <p>また、共同生活援助事業の事業開設者や管理者には研修要件が課されておらず、介護保険の制度も参考にして参入事業者の質を担保すべきとの意見がある。</p> <p>共同生活援助の質の確保・向上について、自治体によっては事業開始前に説明会等を実施している例もあることから、全国の取組の実態を幅広く把握するとともに、好事例についてはその取組を共有して質の確保を目指す。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者支援施設及び共同生活援助事業所を数力所ずつ選定し、令和4年度推進事業「障害福祉サービスの質の評価のための基準等の作成に関する研究」において作成した手引きを活用した取組を試行的に実施してもらい、その結果について報告書を取りまとめる。その際に手引きの内容を精査・検証し、必要に応じて改定を行う。</p> <p>また、共同生活援助の指定権者である都道府県等に対して、グループホームに対する質の確保・向上のための取組について幅広く調査する。特にグループホームの開設時における開設者や管理者に対しての説明会や研修の実施状況について、悉皆調査として書面調査を行うとともに、複数の自治体に対してヒアリングや現地調査を実施し、質の確保に効果があるものを抽出して好事例として取りまとめる。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>障害者支援施設や共同生活援助事業所が質の確保のための取組を進めるにあたって、上記の試行的取組の実施状況や手引きの改定版を参考としてもらう。</p> <p>また、共同生活援助の質の確保・向上に向けて、自治体に調査結果を資料として活用してもらうとともに、指定権者としての取組の強化について、その方策を検討する基礎資料とする。</p>
担当課室/担当者	<p>障害福祉課 課長補佐、福祉サービス係 障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止対策専門官、障害福祉専門官（3104）</p>

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 22	精神保健医療福祉における普及啓発の効果的手法の検討
補助基準額	1000万円を上限とする。
事業概要	精神保健医療福祉分野（以下、本分野）における普及啓発活動の必要性についての指摘は以前よりなされている。一方で、本分野における効果的な普及啓発について、国の施策として、広報の専門的な知見から検討・実施されたものは少ない。広報分析等の手法に基づいて効果的な発信テーマとその内容について探索を行い、今後の普及啓発の礎を築く。
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条において、国は精神保健に関する知識の普及を図ることが規定されており、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すために～（平成16年）において、精神疾患や精神障害者に対する正しい理解の促進を図るため、あらゆる機会を通じて普及・啓発に正面から取り組むことが必要であり、マスメディア等の様々なメディアを媒体とした活動のそれぞれの特性を活かした活動を対象者に応じて進めていくことが重要であるとされている。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書（令和3年）や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」（令和4年）においても、本分野における普及啓発の重要性について触れられている一方で、本分野における効果的な普及啓発について、国の施策として、広報の専門的な知見から検討・実施されたものは少ない。</p> <p>本事業では、本分野での課題を抱えている方が地域で生活しやすく、相談や支援につながりやすい風土の醸成を目指して、特に地域共生社会を達成する観点から、広報に関する専門的な手法を用いて分析・課題抽出を行い、広報スキームの構築を目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SWOT 分析やヒアリング、報道分析、メディア・オーディット等による状況分析 ・ 広報や精神保健医療福祉、公衆衛生等の多分野の専門家、当事者、報道関係者等による会議体等での検討 等 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本分野における普及啓発に関する現状の分析 ・ 本分野における普及啓発が必要な要素の抽出 ・ 本分野における効果的な普及啓発スキームの構築 等
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>本分野での地域共生社会を達成する観点から、本人や周囲の方々に精神障害や精神疾患に対する障壁を取り除くことを目的として、現状分析と抽出した要素、今後の普及啓発活動において用いるスキームやコンテンツ等が成果物となる。</p> <p>本成果に基づいて、精神保健福祉施策における普及啓発の推進を図ることを想定している。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐（3107）、地域精神医療係（3108）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 23	てんかん診療拠点病院等における心因性非てんかん性発作等の実態把握
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	てんかん診療拠点病院等のてんかんを専門的に診療している医療機関における、心因性非てんかん性発作やてんかんでなかった者の実態について調査を行い、今後の診療や連携に関する検討及び好事例収集を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>てんかん発作らしき発作症状はてんかん発作と非てんかん性発作に分類され、非てんかん性発作は失神や REM 睡眠行動障害、発作性ジスキネジア等の器質性非てんかん性発作と心因性非てんかん性発作（PNES）に分類される。てんかん専門外来の 5-10%、長期脳波ビデオ同時記録検査目的での入院患者の 20-40%で PNES が認められるとの報告があり、PNES の 22%にてんかんを合併し、てんかんの 12%に PNES が合併しているともいわれる。また、特に知的障害を有する者においては、PNES の合併は多いとの報告もある。</p> <p>我が国では 25 都道府県（令和 4 年 12 月時点）で「てんかん診療拠点病院」を指定しており、地域のてんかん診療の連携拠点となるとともに、長期脳波ビデオ同時記録検査等の検査体制や分野横断的な診療体制を要件としており、検査や診断の見直し等、より専門的な診療が期待されている。</p> <p>本事業では、てんかん診療拠点病院等のてんかんを専門的に診療している医療機関において、PNES やてんかんでなかった者（PNES 等）の診断や治療、その支援の実態について調査を行うとともに、地域での支援体制を踏まえて好事例を抽出することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【手法（研究倫理に留意すること）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問紙調査 ・ ヒアリングを含めた実地調査 ・ 多分野・多職種の専門家による会議体での検討 等 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ てんかんの症状により拠点病院等を受診した者のうち、PNES 等やそれが併存している者の治療や支援に関する実態調査とその分析 ・ 長期脳波ビデオ同時記録検査の実施実態とその活用可能性の検討 ・ PNES 等である者に対する関係諸機関の連携や保健福祉分野との連携の好事例の抽出
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>PNES 等の実態調査の結果とその課題、地域で PNES 等を支える好事例が成果物となる。</p> <p>本事業による成果を通じて、てんかんに関する精神保健福祉施策へ反映する。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐（3107）、心の健康支援室 障害保健係（3064）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 24	アルコール健康障害に係る地域における医療連携体制等の実態調査
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	アルコール健康障害に係る関係者連携会議及び医療連携体制についての実態調査を行い、好事例の収集及び課題の抽出を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和3年閣議で決定されたアルコール健康障害対策推進基本計画では、「全ての都道府県・政令指定都市における健康障害対策に関する関係者連携会議の設置・定期的な開催」が重点目標として掲げられており、また、地域における医療連携の推進のために、医療・福祉・警察・司法・職域等との連携の実態を把握し、効果検証を実施することとされている。</p> <p>都道府県においては関係者会議を実施されているが、どのような関係者が参加し、どのように連携がなされているのかについて等の実態は明らかとなっていない。よって、関係者連携会議、医療連携の実態、及び課題解決のための対策等について調査を行い、好事例の集積及び課題の抽出を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>都道府県及び政令市、精神保健福祉センター・保健所、アルコール依存症拠点医療機関、福祉事務所等へのアンケート調査及びヒアリング調査</p> <p><項目例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数、場所、場所の持ち回りの有無 ・参加者の構成 ・話し合った内容 ・連携の形成や維持の工夫 ・アルコール健康障害対策に関する関係者連携会議の実態、地域における具体的な課題、会議の開催によりその課題がどのように解決されたか。 ・関係者連携会議を踏まえて医療連携体制がどのように機能しているか、地域での医療連携先はどこか、どのような課題があるか、課題はどのように解決されているか。 ・アンケート結果の内容を踏まえ、参加者からのヒアリングの追加も検討 ・連携の好事例の都道府県や拠点医療機関等のそれぞれ数ヶ所でヒアリング
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>次期アルコール健康障害対策推進基本計画策定に向けた基礎資料とする。</p> <p>好事例の収集及び課題の抽出により関係者連携会議の有効性を向上する手段とし、関係者連携会議の推進を図るためのツールとする。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐 (3147)

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 25	障害支援区分の認定に係る調査における実態と課題把握のための調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から臨時的な取扱いがされている。R4年度に、現在行われている認定調査の実態と委託や嘱託の実施状況を調査したが、同調査けっかを踏まえ課題のさらなる把握と今後の検討に必要な基礎資料を得るため調査研究を実施する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法第20条第2項において、障害支援区分の認定調査については、対面方式の面接により調査を行うことと規定しているが、令和3年8月27日付事務連絡により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、対象者が希望してもコロナ禍での面会規制等により認定調査を受けられない場合、一定の要件を満たす場合は認定調査を対面に限らないこととしている。</p> <p>現在行われている認定調査の実態を把握し、対面調査と同等の質を維持するための適切な認定調査の在り方、調査の質を担保するための方策について検討するため、現状の課題を抽出し、委託及び嘱託の活用状況等も含めて調査を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や委託事業者等を対象として認定調査の実施状況について、R4年度に行った調査の結果を踏まえつつ、全国的な調査を実施する。 ・現在行われている認定調査の実態及び課題を把握・精査し、現状の分析を行う。また、情報通信技術を一層活用した方法による認定調査の可能性、認定調査の委託及び嘱託の活用方策等を検討するための情報収集を行う。 ・有識者による検討会を設置し、認定調査について自治体の抱える課題と対応案を検討し、今後の方針・可能性について意見を取りまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	現在行われている認定調査の実態と、委託及び嘱託の実施状況を把握して、課題の整理・分析結果と検討会の意見をまとめた報告書を作成し、今後の認定調査の在り方検討に資する成果物を得る。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐（3019）

令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 26	児童思春期精神医療における多職種の活用を推進するための効果的な研修手法の開発
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	精神医療の診療や相談支援に係る現場等において、多職種の医療従事者（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）が、精神疾患を有する児童思春期の患者等に対して、診療や支援を提供するに当たって必要と考えられる、児童思春期精神医療の知識や技術等について、有識者による検討・整理を行い、その結果に基づき、多職種を対象とした効果的な児童思春期精神医療に関する研修の手法を開発する。
指定課題を設定する背景・目的	児童・思春期精神医療は初診待機の長期化などの課題を抱えており、児童等に対する診療や支援を担う精神科医及び多職種の育成・活用が急務である。これらを踏まえ、国のこころの健康づくり対策事業の一環である思春期精神保健研修について、近年の医学的知見や多職種連携における効果的な取組等について整理し、より充実した内容に見直すことで、児童思春期精神医療の現場における質の高い診療の確保と多職種の活用を図る。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童思春期精神医療を専門とする医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師を含む有識者による検討委員会を設置する。 ・ 児童思春期精神医療現場における多職種の業務・連携の状況や研修に係る先行研究等について、情報収集を行う。 ・ 地域の診療や相談支援を担う多職種が、精神疾患を有する児童思春期の患者等に対して、診療や支援を提供するに当たって、必要な基礎的知識や技術等について、①各職種に共通する事項②各職種に必要な事項③連携に関する事項等を念頭に整理し、検討する。 <p>以上を踏まえ、有識者の検討委員会において、児童思春期精神医療のための研修カリキュラム及びシラバスを作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	成果物を活用し、「思春期精神保健研修」を充実させ、児童思春期精神医療に係る人材及び診療の質の確保を図る。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 精神医療専門官（3103）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 27	改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する運用ガイド等の作成
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	法改正による退院促進措置の対象及び業務の拡大を踏まえ、退院促進措置を有効に実施するため、退院後生活環境相談員等が活用できる運用ガイドを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成26年4月の精神保健福祉法改正において医療保護入院者に退院後生活環境相談員を選任し、退院促進のための体制整備を図ることが義務づけられた。</p> <p>令和6年4月施行の改正精神保健福祉法では、措置入院者についても退院促進措置の対象となり、地域援助事業者の紹介義務化、入院者訪問支援事業の情報提供等、退院後生活環境相談員を中心として実施すべき業務の拡大が予定されている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①退院促進措置に知見や実務経験のある保健・医療・福祉従事者及び障害当事者、学識者等で構成する検討委員会を設置する。</p> <p>②退院促進措置について、これまで実施された調査等によって指摘された運用上の課題を明らかにし、効果的な退院促進措置が行われている事例の収集を行う。</p> <p>③退院促進措置において退院後生活環境相談員等が実施する業務内容について、②の結果を踏まえ、改正法施行後の具体的な業務の流れ等の検討を行う。</p> <p>①において、②～③の成果をふまえ、退院後生活環境相談員等が活用できる運用ガイドを作成する。</p> <p>・運用ガイドを活用したモデル研修を開催し、その成果を踏まえ、退院後生活環境相談員の研修のあり方について検討を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>・改正精神保健福祉法の理念に基づき、入院者の権利擁護および早期の退院支援が図られるよう、本事業において作成された運用ガイドを精神科医療機関、自治体職員及び地域援助事業者等に周知し、退院促進措置の普及を図る。</p> <p>・退院後生活環境相談員の資質の向上を図るための検討に資する基礎資料とする。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 相談支援専門官（3109）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 28	児童発達支援センターの中核的機能スタートアップマニュアル等作成に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	児童発達支援センターの事業運営や職員配置等の実態や、都道府県・市町村等における障害児通所支援等の体制整備の状況に関する実態を把握し、児童発達支援センターが地域の中核的機能を発揮するために必要な内容や、地域の体制整備に必要な内容について整理し検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）により、児童発達支援センターには、地域における障害児支援の中核的機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能）を担うことが求められることになる。その上では、児童発達支援センターの事業運営や職員配置等の実態や、地域における体制整備の状況について実態を把握し、児童発達支援センターが地域において中核的機能を発揮するために必要だと考えられる内容や、自治体における地域における体制整備に必要な内容について整理し、検討していく必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの関係者、有識者、自治体職員などから構成される検討委員会を設置。 ・児童発達支援センターに対して調査を実施し、事業運営の状況や職員配置状況等について実態把握を行う。 ・都道府県、市町村に対して調査を実施し、地域の体制整備の状況等について実態把握を行う。 ・「障害児通所支援に関する検討会」報告書と、実態調査の結果も踏まえ、児童発達支援センターが地域において中核的機能を発揮するために必要な内容を示した、児童発達支援センター向けのスタートアップマニュアル案や、地域における体制整備等について示した都道府県・市町村向けの手引き案を作成する。 ・調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	本事業で作成されたスタートアップマニュアル案・手引き案を、令和6年4月1日の改正児童福祉法施行に向けて策定予定である、児童発達支援センター向けスタートアップマニュアル（仮称）及び都道府県・市町村向け手引き（仮称）の作成に活用する。 なお、調査・分析に用いた電子データ一式等についても併せて提出すること。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害福祉専門官（3048）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 29	障害児支援における安全管理等に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	障害児支援において、支援提供により発生した事故の状況等について実態を把握し、障害児支援における事故防止に必要な取組等、事業者が安全管理を行っていく上で必要な要素について整理し、検討していく。
指定課題を設定する背景・目的	改正児童福祉法において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（省令）に従わなければならないこととする改正が行われた。これに伴い、障害児通所支援・入所支援においても、令和5年4月1日より、こどもの安全の確保を図るため、安全計画の策定が運営基準で定められることとなった。そのため、障害児支援における支援提供により発生した事故等についての実態を把握し、障害児支援における安全管理等に必要な要素について整理し、検討していく必要がある。
想定される事業の手法・内容	<p>(ア) 障害児支援の関係者、有識者、自治体職員などから構成される検討委員会を設置する。</p> <p>(イ) 都道府県、指定都市、中核市に対して調査を実施し、障害児通所支援・入所支援において、支援提供時に発生した事故等についての実態把握を行う。</p> <p>(ウ) 事業所に対して調査を実施し、安全管理上留意していることや、軽微なものを含めた事故の発生状況等についての実態把握を行う。</p> <p>(エ) 実態調査の結果を踏まえながら、障害児支援において安全管理等を行っていく上で必要な要素等を整理、検討して、障害児支援における安全管理の手引き案を作成する。</p> <p>(オ) 調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>本事業で作成された手引き案を、障害児支援における安全管理の手引き（仮称）の作成に活用する。</p> <p>なお、調査・分析に用いた電子データ一式等についても併せて提出すること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 移行支援専門官（3635）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 30	医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の整備を目的に、医療的ケア児等支援者の研修プログラム等を改訂し、医療的ケア児支援センターの自治体取組事例集を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び医療的ケア児等支援者養成研修（以下「研修」という。）は、平成30年度から「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」（令和4年3月25日障発0325第5号）において、平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業」及び平成27年度厚生労働科学研究費補助金「重症心身障害者の支援者・コーディネーター養成研修プログラムと普及に関する研究」において開発した研修プログラム別紙1、2の内容以上の実施を示しており、自治体等が地域の実情に応じた各種研修を実施している。</p> <p>一方で、医療的ケア児は直近10年間で約2倍に増加するとともにニーズは多様化し、その支援者等は医療・保健・福祉・教育など様々な関係機関等と連携した支援が求められていることから、当該支援者等の役割等を検討するとともに、その活動に資する研修プログラム等への改訂が必要となっている。</p> <p>また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条に規定された医療的ケア児支援センターについては、35都道府県が令和4年度中に設置したことから、活動状況等を調査するとともに地域の実情に応じた先進的な取組に係る事例集を作成し、地域支援機能の強化を図る目的で横展開に繋げる必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>医療的ケア児支援センターの関係者、有識者等で構成する委員会を4回程度開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援者等（例えば、都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター、市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター）に対する研修プログラムは、上述の研修プログラム別紙1、2や自治体等の各種研修を踏まえた改訂案（例えば、養成・フォローアップ等）を作成し、その適切性等を自治体担当者等に対し調査・検証した上で、改訂する。 ・医療的ケア児支援センターの事例集は、都道府県及び医療的ケア児支援センター等に対して活動状況等を調査し、先進的な取組についてヒアリング調査し作成する。 <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂した医療的ケア児等に対する支援者等研修プログラムについて、医療的ケア児等総合支援事業の実施要綱等に反映する。 ・作成した医療的ケア児支援センターの事例集について、自治体に対する技術的助言として自治体に提示する。 <p>なお、調査・分析に用いた電子データ等についても併せて提出すること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児等支援推進専門官（3101）

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 31	発達障害児とその家族の QOL を維持する市区町村の支援体制に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	こどもの知的障害・発達障害の特性とメンタルヘルスの問題等を理解し、多領域・多職種による連携支援を切れ目なく市区町村で実施する体制作りのために必要な視点を明らかにする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>こどもの知的障害・発達障害の特性とメンタルヘルスの問題等から生じる適応困難に適切に対応されないと成人後の社会生活に広範に深刻な影響を及ぼすことが知られている。また、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（平成4年6月13日）では、「強度行動障害は生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性にあった環境調整によって状態が大きく改善され得るものである」と示されている。</p> <p>一方で、乳幼児期や学童期（義務教育期）に子どもや家族への支援を多領域・多職種が連携しておこなうことによって QOL の低下を防ぐことが可能であることは、日本学術会議における提言「発達障害への多領域・多職種連携による支援と成育医療の推進」のなかでも示されている。</p> <p>そこで、青年期（15歳から18歳程度）の QOL を維持して生活している、もしくは QOL が低下している知的障害・発達障害者とその家族の乳幼児期や学童期における生活環境や支援環境等を把握すること等をおこない、QOL を維持している要因・低下させている要因を抽出することを通して、地域特性を踏まえて、どの時期に、どのような支援が必要かを明らかにし、自治体が地域特性に応じて発達障害児者への多領域・多職種の連携支援による体制づくりを推進するための基礎資料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 検討委員会の設置：後方視調査等調査の手法や横展開のための手続きの検討</p> <p>2) 自治体の支援体制等への実態調査等</p> <p>3) QOL の維持や低下に係る要因に関するヒアリング調査</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>強度行動障害の状態を有するリスクや社会的養護が必要になる（小児逆境体験がある）リスクのある子どもやその家族が、QOL を低下させることなく、地域特性に応じて多領域・多職種による連携した切れ目ない支援を提供することができる体制作りの基礎資料とする。</p> <p>なお、調査・分析に用いた電子データ一式等についても併せて提出すること</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害児支援専門官（3144）

※ 当該事業の課題番号 28～31 については、こども家庭庁の創設（令和 5 年 4 月 1 日）に伴い、移管する予定のため、事業実施に係る詳細な連絡については、こども家庭庁創設後の担当部署からご案内する予定です。